

2024年4月30日(No. 521)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

個人情報越境移転要件の緩和

中国弁護士 胡 絢静
日本弁護士 尾関 麻帆

III. 中国法令アップデート

- ・ 国務院組織法
- ・ データの越境移転の促進及び規範化に関する規定
- ・ データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第2版)
- ・ 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第2版)
- ・ 越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)
- ・ 自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)
- ・ 高水準対外開放の確実な推進及び外資の誘致・利用のさらなる強化に関するアクションプラン
- ・ 消費金融会社管理弁法
- ・ 生成系人工知能サービス安全基本要求
- ・ 消費者権益保護法実施条例
- ・ 決済サービスのさらなる改善及び支払サービスの利便性向上に関する意見

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 28 回(台湾)

日時:2023 年 12 月 21 日(木)

「台湾向け越境 EC(電子商取引)に関する台湾法令の解説」

講師:台湾弁護士 吳 曉青

第 29 回(中国メインランド)

日時:2024 年 2 月 22 日(木)

「中国独占禁止法～2022 年改正後の運用動向～」

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

第 30 回(中国メインランド)

日時:2024 年 4 月 18 日(木)

「似て非なる中国法 ～中国法務総点検～」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1 月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12月12日配信

講師：中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye

個人情報越境移転要件の緩和

中国弁護士 胡 絢静

日本弁護士 尾関 麻帆

1. はじめに

中国個人情報保護法上、個人情報の越境移転を適法に行うためには、個人情報主体への告知や同意取得だけでは足りず、(ア)データ越境移転安全評価の申告、(イ)個人情報保護認証、(ウ)個人情報越境移転標準契約の締結及び届出(以下、(ア)乃至(ウ)を総称して「適法化措置」という。)のいずれかを実施することが必要とされる。これらの、適法化措置のうち、(ア)及び(イ)の手続はいずれも容易ではない。一方で、比較的容易な手続であり、また少量の従業員情報や顧客情報を越境移転する場面に利用されやすいと考えられていた(ウ)個人情報越境移転標準契約の締結及び届出については、昨年6月にその運用がようやく開始したところ、実際にその対応準備をすすめると、相当な手間と時間を要することが判明し、途方にくれていた企業も多かったのではないかと思われる。

このような背景の下、国家インターネット情報弁公室は、データ越境移転の利便性を高め、企業の負担減を目的として、2024年3月22日付で「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」(以下「本規定」という。)を公布し、本規定は同日施行された。本規定の施行を受け、人事管理の必要性から子会社の従業員情報を親会社に提供する場合、越境移転する個人情報数の量が少量である場合等においては、関係する適法化要件が免除される可能性が高くなった。本稿においては、以下本規定のポイントを紹介する。

2. 適法化措置が免除される場合の明確化

本規定によると、以下のいずれかの要件を満たす場合には、いずれの適法化措置も免除される(本規定5条)。

- ① 越境EC、越境配送、越境送金、越境支払、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、ビザの手続、試験サービス等、個人を一方当事者とする契約を締結し、履行するために、個人情報を本土外に提供する必要が確かにある場合
- ② 法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に基づき、越境的人的資源管理を実施するために、従業員の個人情報を本土外に提供する必要が確かにある場合
- ③ 緊急事態において、自然人の生命と健康及び財産の安全を保護するために、個人情報を本土外に提供する必要が確かにある場合
- ④ 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、同年1月1日から累計で10万人未満の個人情報(機微な個人情報を含まない)を本土外に提供する場合

上記免除規定により、例えば、グローバル企業がグループ全体での統一した人事管理の必要性から、中国子会社の従業員の個人情報を国外のグループ会社への共有するようなケースにおいては、②に従って、労働規則や集団契約で個人情報のグループ間で共有することを定めるといった条件を整えることによって、適法化要件は不要となると整理できる。なお、そのようなケースにおいて、越境移転される個人情報に機微な個人情

報(銀行口座情報、ID 情報等)が含まれる場合であっても、当該②に基づき免除できると考えられるものの、越境移転の目的が明確であり、かつ合理的であること、共有される個人情報が目的実現のための最小限の範囲内でなければならない点には注意が必要である。

また、例えば中国本土内の会社(重要情報インフラ運営者を除く)がその顧客の個人情報を本土外の会社と共有するようなケースにおいては、④に従って、個人情報の数量が同年 1 月 1 日から累計 10 万人未満という場合には、適法化要件が不要となる。なお、この場合、越境移転される個人情報に機微な個人情報を含まないことが前提となり、機微な個人情報を含む場合には、①乃至③の要件のいずれかを満たす必要がある。

上記での免除はあくまでも適法化措置の免除なので、個人情報の越境移転に際し、個人情報保護法に定める他の要件は従前どおり履行する必要がある点に注意が必要である。具体的には、個人に対する告知義務(個人情報保護法 39 条)¹や、個人情報保護影響評価の実施(個人情報保護法 55 条)等が含まれる。

3. 適法化措置が必要とされる基準の引き上げ

個人情報保護法上、取り扱う情報の重要性や個人情報の数量の規模に着目して、適法化措置のうち、(1)(ア)データ越境移転安全評価の申告が必要となる場合、又は(2)(イ)個人情報保護認証若しくは(ウ)個人情報越境移転標準契約届出のいずれが必要となる場合に分けられているところ、本規定は上記の二つのいずれの場合に該当するか²の基準について、以下のとおり調整も行われた。

- (1) 上記2で述べた適法化措置の免除事由に該当せず、かつ、以下のいずれかに該当するとき、データ越境移転安全評価の申告が必要となる(本規定7条)。

- | | |
|---|---|
| ① | 重要情報インフラ運営者が個人情報又は重要データを本土外に提供するとき |
| ② | 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が重要データを本土外に提供するとき、又は
<u>同年 1 月 1 日から累計で 100 万人以上</u> の個人情報(機微な個人情報を含まない)若しくは
<u>1 万人以上の機微な個人情報を本土外に提供するとき</u> |

なお、重要データの定義は非常にあいまいであり、企業が、自らが取り扱う情報が重要データに該当するかを判断することは事実上困難を伴う場合が少なくなく、悩まれていた会社も多いように思われる。本規定は、関連部門、地区から重要データとして告知されず、又は公開・発表されていない場合、データ取扱者は、重要データとしてデータ越境移転安全評価を申告する必要はないとした(本規定 2 条)。

- (2) 上記 2 で述べた適法化措置の免除事由に該当せず、また、以下に掲げる事由すべてに合致する場合には個人情報越境移転標準契約届出又は個人情報保護認証が必要となる(本規定 8 条)。

- | | |
|---|--|
| ① | 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者であるとき |
| ② | <u>同年 1 月 1 日から累計で 10 万人以上 100 万人未満</u> の個人情報(機微な個人情報を含まない)を本土外に提供するとき |
| ③ | <u>同年 1 月 1 日から累計で 1 万人未満</u> の機微な個人情報を本土外に提供するとき |

¹ 個人情報保護法 39 条は個人への告知と同意取得義務を定めているが、個人情報の取扱いにかかる適法化要件(個人情報保護法 13 条)のうち、「個人の同意」(同 1 号)以外の要件(同 2 号から 7 号)を満たせば、「個人の同意」を取得しなくとも、それらの適法化要件に依拠することができる³と解される。上記 2(1)で述べた越境移転にかかる適法化措置が免除される四つの場合のうち、①から③は、個人の同意以外の個人情報取扱の適法化要件が満たされると考えられる。

4. 最後に

本規定においては、上記のほか、データ取扱者が本土外で収集及び生成した個人情報を本土内に伝送して取り扱った後に本土外に提供する場合に、取扱過程において本土内の個人情報又は重要データを取り込んでいないケースにおいても、適法化措置の実施が不要であることも明記されている(本規定 2 条)。

本規定は全体的にデータ越境移転にあたっての個人情報取扱者の負担を緩和するものと評価でき、越境移転のニーズのある個人情報取扱者にとっては、本規定の免除要件の適用可能性を検討されたい。

なお、本規定に合わせて、2022 年 9 月 1 日に施行された「データ越境移転安全評価申告ガイドライン」、昨年 6 月 1 日に施行された「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン」について、それぞれが必要な場面についての記載が更新され、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第 2 版)」、「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第 2 版)」が公表されている。「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第 2 版)」については別紙 4 の標準契約書のひな型自体には変更はないようだが、別紙 5 の個人情報保護影響評価報告書のひな型には修正が入っており、注意されたい。

「データ越境流通の促進及び規範化に関する規定」、「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第 2 版)」、「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第 2 版)」については、弊事務所で全訳を作成しているので、ご入用の方は、[本ニュースレターアドレス](#)まで連絡されたい。

以上

III. 中国法令アップデート(2024年3月1日～3月31日の法令を対象)

最新中国法令の解説

- 今号4月号の注目法令は、データ越境移転の際に求められる法定手続の緩和を示した「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」が重要である。同規定により、各社の状況等により、データ越境移転に際して法律上行うべき項目がある程度明確になったといえる。同規定の内容を見る限り、多くの日本企業(外国企業)・現地法人の負担は以前に比較して大幅に減少したと評価できる。同規定については、今号のLawyer's Eyeでも詳細解説を行っていますので、そちらもご覧ください。
なお、「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」が正式に公布・施行されたことから、その内容等を(既存2つの)「データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第2版)」、「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第2版)」に反映する趣旨の修正がなされている。
「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」及び上記2つのガイドラインにつきまして、弊事務所
で全訳を作成していますので、御入用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。
- その他、「生成系人工知能サービス安全基本要求」という技術基準(GB)も実務上は重要と思われる。アメリカのOpenAIが提供する「Chat GPT」や中国の百度(バイドゥ)が提供する「文心一言」等、いわゆる生成系人工知能(生成系AI)に関する規制として、中国では、既に2023年7月10日、「生成系人工知能サービス管理暫定施行弁法」が公布され、生成系人工知能サービスが満たすべき条件や生成系人工知能サービス提供者の義務等が定められた。「生成系人工知能サービス安全基本要求」は、本弁法をより技術的な基準として詳細化するもので、全国ネットワーク安全標準技術委員会が2024年2月29日に公表したものである。
生成系AIに関する実務上の動向として、2024年2月8日、広州のインターネット法院は、生成系AIが生成するウルトラマン画像について、中国で初めて(他国等にも大きく先駆けて)、生成系AI画像サービスの著作権侵害を認め、サービス提供者の責任を認める判決をした((2024)粵0192民初113号)ことも耳に新しい。中国は同分野において活発に規制を行い、司法面からも規範化等が進んでおり、今後の(欧米のChat GPTのようなサービス等との比較においてどうなっていくのか)目が離せない。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

国務院組織法

[ポイント] 国務院組織法は、国務院の組織制度と業務制度に関する基本的な法律である。本法は、2024年3月11日、第14期全国人民代表大会第2回会議において、42年ぶりに改正された。本法においては、国務院の業務の指導思想を明確にし、中国政府は習近平国家主席の指導思想を堅持し、共産党による指導を徹底させることが今回盛り込まれており、注目されている。

「国務院組織法」は従来の11条から20条に増加した。主な改正内容は以下の通りである。

1. 国務院の性質、地位を明らかにする規定を追加した。すなわち中央人民政府は、最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関である。
2. 国務院の業務の指導思想を明確にした。中国政府は習近平国家主席の指導思想を堅持し、共産党による指導を徹底させることなどを盛り込んだ(第3条)。

3. 国务院の構成員に関する規定を明確にした。国务院の構成員には「中国人民銀行総裁」が含まれることを追加規定した(第5条第1項)。

4. 国务院の会議制度を整備した。国务院全体会議及び常務会議それぞれの役割に関する規定を追加した。

5. 国务院が法に基づいて職能を全面的かつ正確に履行するための制度措置を追加した。例えば、行政監督制度の整備、行政不服の申立、行政法執行監督、政府監督検査等の業務強化を規定した(第17条)。

[原文] 国务院组织法(中华人民共和国主席令第二十一号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会(全国人民代表大会)

2024年3月11日公布、同日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李加弟

データの越境移転の促進及び規範化に関する規定

[ポイント] 個人情報保護法で定めている個人情報の越境移転の適法化要件として必要とされるデータ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結及び届出、又は個人情報保護認証のいずれもが免除される要件を定める規定である。昨年9月末に公表された本規定の意見募集稿から若干の修正が加えられているが、主たる方向性に変更はなく、日系企業がその子会社間との間で実施している個人情報の越境移転の多くが、本規定により届出対象外となる可能性が高く、企業の負担減が期待される。本号 Lawyers' eye において詳細を説明しているので、そちらを参考にされたい。

[原文] 促进和规范数据跨境流动规定(国家互联网信息办公室令第16号)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

2024年3月22日公布、同日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

*なお、データの越境移転の促進及び規範化に関する規定に関しては弊事務所で全訳を作成しております。必要な方は本ニュースレターアドレスまでご連絡ください。

データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第2版)

個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第2版)

[ポイント] データの越境移転の促進及び規範化に関する規定(以下「越境移転促進規定」という。)の公布に伴い、データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第2版)、個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第2版)も同日付で公布され、データ越境移転安全評価が必要となる場合、標準契約の届出が必要となる場合にかかる定めがそれぞれ更新された。

・データ越境移転安全評価の申告が必要となる事由

越境移転促進規定に定める免除事由に該当せず、かつ、以下のいずれかに該当するときには、申告しなければならない。

(1) 重要情報インフラ運営者が個人情報又は重要データを本土外に提供するとき

(2) 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が重要データを本土外に提供するとき、又は同年1月1日から累計で100万人以上の個人情報(機微な個人情報を含まない)若しくは1万人以上の機微な個人情報を本土外に提供するとき

・標準契約の届出が必要となる事由

越境移転促進規定に定める免除事由に該当せず、かつ、以下に掲げる事由すべてに合致する場合には、届け出なければならない。

(1) 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者であるとき

(2) 同年 1 月 1 日から累計で 10 万人以上 100 万人未満の個人情報(機微な個人情報を含まない)を本土外に提供するとき

(3) 同年 1 月 1 日から累計で 1 万人未満の機微な個人情報を本土外に提供するとき

[原文] 数据出境安全评估申报指南(第二版)

个人信息出境标准合同备案指南(第二版)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

2024 年 3 月 22 日公布、同日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

*なお、データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第 2 版)、個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第 2 版)に関しては弊事務所で全訳を作成しております。必要な方は[本ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

<貿易・税関>

越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024 年版)

[ポイント] 本リストは、海外から中国へサービスを提供する者(以下、「海外サービス提供者」という)が越境取引、国外消費、人の移動といった方法で「越境サービス」を提供する際における特別管理措置を規定するものである。

本リストの公布は、中国全土の範囲で越境サービス貿易に関するネガティブリストが導入されたことを意味する。2021 年 6 月に越境サービス貿易分野における初めてのネガティブリストとして「海南越境サービス貿易ネガティブリスト」が公布され、海南自由貿易港内において海外サービス提供者に対する特別管理措置が実施された。本リストは、中国全土において適用されるリストとして、漁業、建築業、卸売・小売業、情報通信・ソフトウェア、情報技術サービス業等 11 の分野において 71 項目の特別管理措置を規定している。本リストがサービス提供を禁止する分野について海外サービス提供者はサービスを提供してはならない。例えば、海外サービス提供者は、建築及び関連工事サービスを提供してはならないとされる。本リストがサービス提供を制限する分野については、本リストに定める条件を満たす必要がある。例えば、海外サービス提供者は、中国の都市計画サービスを提供する場合、中国の専門機構と協力する必要がある。

本リスト以外の分野については、中国国内のサービス及びサービス提供者と同等に扱うという原則により管理される。このような越境サービスにおけるネガティブリストが定められたことで、海外サービス提供者がどのようなサービス貿易の提供がなしてメリット等があり得るのかもまだ不明なことが多く、今後の展開を見守っていく必要はありそうである。

[原文] 跨境服务贸易特别管理措施(负面清单)(2024 年版)(商务部令二〇二四年第 1 号)

[公布/公表機関] 商務部(商務部)

2024 年 3 月 22 日公布、2024 年 4 月 21 日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李彬

自由貿易試験区越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024 年版)

[ポイント] 本リストは、越境サービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(以下、「全国リスト」という)とともに公布された。本リストは、中国の各自由貿易試験区の経営者及び個人へ越境サービスを提供する際のみ適用されるものである。

本リストは、11 の分野において 68 項目の特別管理措置が規定しているが、その具体的な規制内容は全国リストより制限が緩和されているものもある。例えば、全国リストでは、外国籍の個人は中国で不動産鑑定士、競売人、獣医師など 6 種類の資格試験を受けることができないという制限があるが、本リストにはこのような制限はない。また、全国リストでは、国外に設立された企業、個人が通関申告業務に従事することは禁止されているが、本リストにはこのような制限はない。

[原文] 自由贸易试验区跨境服务贸易特别管理措施（负面清单）（2024年版）（商务部令二〇二四年第1号）

[公布／公表機関] 商務部（商務部）

2024年3月22日公布、2024年4月21日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李彬

<外商投資>

高水準対外開放の確実な推進及び外資の誘致・利用のさらなる強化に関するアクションプラン

[ポイント] 國務院弁公庁は、2024年2月28日に「高水準対外開放の確実な推進及び外資の誘致・利用のさらなる強化に関するアクションプラン」(以下「本アクションプラン」という。)を公表した。これは、一年以内に國務院弁公庁が外資関連において類似する趣旨を伝える三つ目の公文書である。本アクションプランは5方面、24か条からなる国家レベルのアクションプランであり、主に以下の内容に焦点を当てられている：

1. 外資の市場アクセス拡大：ネガティブリスト制度などの外資に対する制限の緩和、金融市場（銀行、保険会社）の外資参加に関する制限の緩和、外資による債券市場への参加の促進など。
2. 外資への奨励強化：先進技術や環境保護技術に関する外資誘致の強化、税制支援政策の強化、為替管理の便利化等を含む外資企業のための利便性強化など。
3. 競争環境の最適化：公平な競争に反する政策措置や政府入札・契約制度の不透明性などを含む外国投資企業に対する差別行為の清算、外資企業の苦情に関するコミュニケーションチャンネルの整備など。
4. 外資企業内部管理へのサポート：外資企業の国際データフローの安全管理の規範化及びサポート、企業役人のビザ申請の便利化、国際航空便の数の回復など。
5. 国内規制の改善：知的財産権の保護、国際的な経済貿易協定への積極的参加など。

本アクションプランは、2023年4月の「対外貿易の規模安定化及び構造の改善を促進させることに関する意見」、2023年7月の「外商投資環境のさらなる最適化による外資誘致活動の強化に関する意見」に続き、一年以内における國務院の三つ目の意見であり、中国による外資誘致のための一連のアクションの最新方針であると思われる。本アクションプランの公表に伴い、中国政府は2024年3月にアップル社、シーメンス社、AMD社を含む17社のCEOによる中国訪問を受け入れており、中国の外資企業への開放的態度をアピールしている。

中国は2023年に自動車輸出台数において世界1位を獲得し、TEMUやSHEIN等の国際的電子な商取引において顕著に成長し、米国通商代表のキャサリン・タイ氏にも2024年4月4日の米欧貿易・技術協議会において「非常に効果的な代替経済モデル」と評されていることから、現在も国際貿易におけるキープレイヤーであるが、貿易対象国との関係性維持や国内経済の発展のためにも外商投資の重要性は必要不可欠であると思われる。従って、米中関係の悪化や近年中国が行った学習塾禁止令や不動産業に対する政府関与などに係る不安を払拭する意味でも、本アクションプランに準じた更なる法的拘束力のある法規の発布に注目していきたい。

[原文] 扎实推进高水平对外开放更大力度吸引和利用外资行动方案（国办发〔2024〕9号）

[公布／公表機関] 國務院弁公庁（国务院办公厅）

2024年2月28日公表、同日施行

執筆担当：上海オフィス顧問 石瀛

<金融>

消費金融会社管理弁法

[ポイント] 本弁法は、中国における消費者金融会社に対する規制を定めたものであり、2014年1月1日施行の「消費金融会社試点管理弁法」(以下「旧弁法」という。)を全面的に更新するものである。

本弁法では、消費者金融会社の設立時に一括で払込むべき最低資本金の金額が旧弁法の 3 億人民元から 10 億人民元に引き上げられ、消費者金融業界への参入のハードルが大幅に引き上げられた。

また、消費者金融会社の「主要出資者」に関する要件が変更され、旧弁法では、主要出資者は全持分の 30%以上を保有するものとされていたところが、全持分の 50%以上を保有するものと変更された。なお、旧弁法では主要出資者が存在せず一般出資者しか存在しない消費者金融会社もありうるとの解釈の余地があったところ、本弁法では消費者金融会社には主要出資者が必須であることが明確化されている。

さらに、本弁法は、消費者金融会社の出資者となるための資格要件を厳格化している。例えば、金融機関が主要出資者となる場合、旧弁法では総資産が 600 億人民元以上あることが求められていたところ、本弁法では総資産が 5000 億人民元以上あることが求められているほか、非金融機関が主要出資者となる場合、旧弁法では年間売上が 300 億人民元以上あることが求められていたところ、本弁法では年間売り上げが 600 億人民元以上あることが求められているなど、基準値の大幅な引き上げが行われている。

報道によると、既存の消費者金融会社の中には、上記の最低資本金は 10 億人民元以上という要求や、主要出資者の持分比率は 50%以上という要求、出資者の資格要件等を満たしていない会社が多数ある一方で、本弁法には本弁法の新基準を満たすための増資や出資構造の変更等の対応が必要であるか否かについては定めがない。しかし、本弁法が公布された直後に、本弁法の施行を待たずして早速増資を行うことを発表した大手の消費者金融会社もあり、今後、かかる動きに追随する消費者金融会社が出てくる可能性がある。また、消費者金融会社に対する出資割合の調整や出資者の変更等が促進されることにより、中国の消費者金融業界全体の再編が進む可能性もある。

[原文] 消费金融公司管理办法（国家金融监督管理总局令 2024 年第 4 号）

[公布／公表機関] 国家金融监督管理总局（国家金融监督管理总局）

2024 年 3 月 18 日公布、2024 年 4 月 18 日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

<経済諸法>

生成系人工知能サービス安全基本要

[ポイント] アメリカの OpenAI が提供する「Chat GPT」や中国の百度(バイドゥ)が提供する「文心一言」等、いわゆる生成系人工知能(生成系 AI)に関する規制として、2023 年 7 月 10 日、「生成系人工知能サービス管理暫定施行弁法」(以下「本弁法」という。)が公布され、生成系人工知能サービスが満たすべき条件や生成系人工知能サービス提供者の義務等が定められた。さらに、本弁法の規定内容の一部を具体化するため、2024 年 2 月 29 日、全国ネットワーク安全標準技術委員会は、「生成系人工知能サービス安全基本要求」(以下「本要求」という。)を公表した。本要求の規定内容は、大きく、①生成系人工知能サービスの安全に関する基本条件と②安全評価に関する条件に整理することができ、その概要は、概ね以下のとおりである。

1. 本要求の規定範囲: 本要求 1 条によれば、本要求は、生成系人工知能サービスの安全面における基本条件を規定し、かつ、安全評価の条件を提示するものである。また、本要求は、生成系人工知能サービス提供者が実施する安全評価に適用され、また、関係主管部門が生成系人工知能サービスの安全水準を審査するための参考に供することもできる旨が明記されている。
2. 生成系人工知能サービスの安全に関する基本条件: 本弁法上、生成系人工知能サービス提供者は、生成コンテンツの正確性・信頼性を高める措置の実施、合法的な根拠を有するデータ及び基礎モデルの使用といった事項を遵守しなければならない(本弁法 4 条、7 条)。本要求では、これらの事項に関して、生成系人工知能サービスの①訓練データ(AI モデルを訓練するために直接使用されるデータ)、②モデル、③安全措置、④その他の事項について、生成系人工知能サービス提供者が遵守すべき条件が具体的に定められている(5 条～8 条)。例えば、訓練データには「違法・不健全情報」が 5%を超えて含まれてはならず(5.1 条 a.2)、また、キーワード方式を採用の上、使用者が「違法・不健全情報」の生成を明らかに誘導している場合にはサービス停止等の措置を実施しなければならない(7 条 g.1)とい

た事項が定められている。なお、「違法・不健全情報」の具体例(「社会主義核心価値観に違反する内容」「他人の知的財産権を侵害する内容」等)は、本要求の別紙に列挙されている。

3. **安全評価に関する条件**: 本弁法上、世論形成力又は社会動員能力を有する生成系人工知能サービスを提供する場合には、安全評価を行い、かつ、届出をしなければならない(本弁法 17 条)。本要求では、安全評価の方法や対象が具体的に定められおり(9 条)、安全評価は、自ら評価を行うことも第三者に委託して行うことも可能である(9.1 条 a)。

生成系 AI に関する実務上の動向として、2024 年 2 月 8 日、広州のインターネット法院は、生成系 AI が生成するウルトラマン画像について、中国で初めて、生成系 AI 画像サービスの著作権侵害を認め、サービス提供者の責任を認める判決をした((2024)粵 0192 民初 113 号)。当該判決では、被告は、キーワード・フィルタリング等の措置を採用し、ウルトラマン著作物と実質的に類似する画像が生成されないようにしなければならない旨が示されており、本要求で定められている生成系人工知能サービスの安全に関する基本条件(上記 2)と整合する内容も見受けられる。本要求は、全国ネットワーク安全標準技術委員会が公表する技術性文書であり、法的強制力を有するものではないが、上記判決も踏まえると、生成系人工知能サービス提供者に対する重要な指針になると考えられる。

[原文] [生成式人工智能服务安全基本要求](#)(TC260-003)

[公布／公表機関] 全国ネットワーク安全標準化技術委員会 (全国网络安全标准化技术委员会)

2024 年 2 月 29 日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

消費者権益保護法実施条例

[ポイント] 中国において、消費者保護に関する問題を一元的に定める法律は消費者権益保護法(以下「法」という。)である。同法は 1993 年に施行され、現行法は 2013 年に改正されたものである。最後の改正から 10 年以上経った今、同法を補充する実施条例(以下「条例」という。)が初めて制定された。条例は 53 条にわたり多くの事項を規定しているが、その特徴的な内容は以下のとおりである。

- 1 事業者の義務に関する規定の具体化
 - 消費者の生命および財産の安全確保、欠陥商品への対応、虚偽広告の禁止、価格の明示、約款の使用、品質保証責任、消費者の個人情報保護などに関して、詳細な規定が設けられた(7 条から 11 条、23 条など)。
 - また、高齢者や未成年者である消費者の保護に関する事業者の義務が追加された(15 条、16 条)。
- 2 オンライン消費に関する規定の詳細化
 - 技術的手段を用いて消費者に商品やサービスの購入を強要したり、それに類する行為を禁止したり、消費者に知らせずに同一の商品やサービスに異なる価格や料金を設定したりすることは禁止される(11 条、9 条 2 項)。
 - サービスの自動更新等については、消費者に明確にこれ通知しなければならない(10 条 2 項)。
 - ライブコマース・プラットフォームの運営者は、消費者保護のシステムを確立し、充実させる必要があるとされる(14 条 2 項)。
- 3 前払式消費の事業者の責任強化(22 条)
 - 事業者は、品質を低下させたり価格を不当に引き上げたりすることなく約束通りに商品やサービスを提供しなければならない。約定とおりの提供がなされなかった場合には、消費者の要求に応じて履行するか、前払金を返還するかなければならない。
 - 事業者に重大な経営リスクが生じた場合には、前払金の受取を停止する必要がある。
 - また、営業停止、サービス提供場所の変更を決定した場合は、消費者に事前に通知し、履行を継続するか、未使用の前払金を返還するか義務を引き継ぐかなければならない。

4 消費者の権利行使の規範化

- 苦情や告発は、法令に基づき正当に行われるべきであり、不当な利益を求めたり市場秩序を乱したりすることなく、適切に行う必要がある(27条2項)。
- 商品やサービスに影響しない小さな欠陥があっても、それが消費者に誤解を招かない限り、懲罰的損害賠償は適用されない(49条1項)。

[原文] 消費者权益保护法实施条例 (国务院令 第778号)

[公布/公表機関] 国务院 (国务院)

2024年3月15日公布、2024年7月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 張超鵬

<社会法>

決済サービスのさらなる改善及び支払サービスの利便性向上に関する意見

[ポイント] 本意見は国务院弁公庁から公布されたものであり、主に高齢者及び外国人の中国国内における決済の利便性向上を求めるものである。

中国においては従前より国際ブランドのクレジットカードの普及率は非常に低く、現在に至るまで使用できる場面は非常に限られている。また、全国的に広く普及している WeChat Pay (微信支付) やアリペイ (支付宝) 等のモバイル決済サービスを利用するにあたってはもともと中国国内における銀行口座が必要とされており、かつ2018年頃からは居住者でなければ原則として中国国内の銀行口座を開設できなくなっているため、短期滞在の外国人は一切利用できなかった。もっとも、2023年7月より WeChat Pay、アリペイともに国外のクレジットカードの登録のみで利用できるようになり、中国国内の銀行口座を持たない短期滞在の外国人もこれらのモバイル決済サービスを一定程度利用できるようになった。

本意見においては、高齢者及び外国人による多様な支払手段の需要を満たすため、以下の点を主要任務として各方面に要求している。

① キャッシュカード(クレジットカード)が使用できる環境を改善すること

大型ショッピングモール、観光地、ナイトライフ施設、博物館、娯楽施設、ホテル、交通ターミナル、病院等において国外のクレジットカードが使用できるようにすること、銀行や支払機関においては国外のクレジットカードが使用できるように設備(ハードウェア及びソフトウェア)を改造し、非接触式支払の発展も考慮することが求められている。

② 現金が使用できる環境を改善すること

銀行においては現金の取り扱いを停止してはならず、ATMにおいて国内外のキャッシュカードを使用して現金を引き出せるようにし続けることが求められており、外国人の多い空港や港等の国境地域や外国人が多く宿泊するホテルにおいては両替できる外貨の種類を増やす等して外貨両替サービスの水準を向上させることが求められている。

③ モバイル決済の利便性をさらに向上すること

外国人訪中者のための通信サービスを着実にを行い、国内の携帯番号の開設手続を改善し、訪中者のために良好なグローバルローミングサービスを提供すること、重要な観光地や商業地区においてはオンライン、オフラインでの決済をさらに便利に行えるようにすることを推進することが求められている。

④ 消費者の支払手段の選択権を保障すること

一定の規模の商圈や観光地、博物館、ホテル、病院等においては、モバイル決済、キャッシュカード、現金を取り扱うことができる設備(ハードウェア及びソフトウェア)を備え、消費者が自ら支払手段を選択できるようにすることが求められている。

⑤ 銀行口座のサービス水準を向上すること

高齢者、外国人のサービス体験を向上するために、銀行口座の開設手続を改善することが求められている。

⑥ 支払サービスの宣伝活動を強化し続けること

外国のクレジットカードの使用、ATMでの現金の引き出し、外貨の両替などを取り扱っていることを表示し、業務人員の教育を強化することなどが求められている。

上記の主要任務を達成するために、政府は政策の支援を強化し、組織指導を強化することとされている。

[原文] 关于进一步优化支付服务提升支付便利性的意见（国办发〔2024〕10号）

[公布／公表機関] 國務院弁公庁（国务院办公厅）

2024年3月1日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)
-
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
-
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com